

令和6年度弘前市上下水道部合併処理浄化槽設置整備事業費補助金  
申請の手引き

1. 概要

○交付対象者

公共下水道事業計画区域の見直しにより下水道の整備対象外となる区域において、以下のいずれかに該当する個人または法人。

- ①新築の住宅に合併処理浄化槽を新設する方
- ②使用中の汲み取り便槽又は単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ転換する方
- ③使用中の合併処理浄化槽を老朽化に伴う破損または不具合により新しい合併処理浄化槽に更新する方

ただし、次の方は対象になりません。

- ・浄化槽設置等の届出審査または建築確認を受けずに設置する方
- ・住宅及び店舗等を借りていて、賃貸人の承諾を得られない方
- ・令和5年度において納付すべき市県民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料及び法人市民税を滞納している方

※1 住宅とは一軒家の専用住宅及び延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅をいう。

※2 店舗等とは延べ床面積の2分の1超を業務の用に供する併用住宅、集合住宅並びに店舗及び事業所をいう。

○補助金の額

補助金の額は、補助事業の区分ごとの実支出額または下記の表の各区分に応じて定める上限額のいずれか少ない方の額になります。

ただし、撤去費及び宅内配管工事費は転換の場合に限り、設置費に加えて補助します。

表1 設置費の補助上限額

住宅等の区分	補助事業の区分	人槽区分		
		5人槽	6～7人槽	8人槽以上
住宅	転換工事	906,000円	1,104,000円	1,548,000円
	新設工事・更新工事	390,000円	474,000円	660,000円
店舗等	転換工事・更新工事	390,000円	474,000円	660,000円

表2 撤去費・宅内配管工事費の補助上限額

住宅等の区分	補助事業の区分	補助金上限額
住宅・店舗等	宅内配管工事	300,000円
	汲み取り便槽撤去工事	90,000円
	単独浄化槽撤去工事	120,000円

※宅内配管工事は、住宅または店舗等の建替えを伴う場合及び増改築に伴い宅内配管の延伸が必要な場合における延伸部分については補助対象外となります。

## ○条件

交付するときに、次のような条件が付されます。

- ・申請内容を変更し、中止または廃止する場合は、あらかじめ弘前市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に届け出て、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については届出は不要です。  
(軽微な変更とは、処理方式の変更を伴わず、かつ、処理対象人員または日平均汚水量の10%以上の変更を伴わないもの)
- ・補助事業を行うために工事の施工、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店を有する者に限る）に発注するものとする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者に発注しないことができる。この場合においては、あらかじめ管理者に理由書を提出すること。
- ・補助事業が予定の期間内に完了しない場合、または、遂行が困難になった場合は、速やかに管理者に報告し、その指示を受けること。
- ・指定された期間の間、補助事業により設置した合併処理浄化槽を譲渡するときなどは、あらかじめ管理者の承認を受けること。
- ・補助事業の状況、経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを5年間保管しておくこと。

## ○使い始めたら

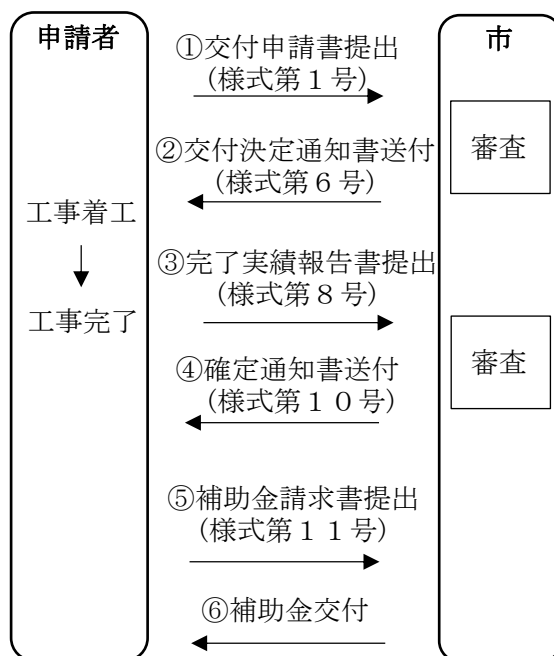
法律の定めるところにより、法定検査を行ってください。法定検査を行った場合、設置後3年間は検査結果の写しを上下水道部総務課企画係に提出してください。

また、合併処理浄化槽の機能を維持するために、定期的な点検・清掃を行ってください。

※検査結果の提出がない場合、補助金の返還を求めることがあります。

## 2. 申請の流れ

手続きの流れは次の図のとおりです。



### ① 交付申請書提出

申請書を上下水道部総務課企画係にご提出ください。

※1 申請書には、申請書に記載の書類を添付いただくようお願いいたします。

※2 申請書の提出期限は令和6年11月29日です。

### ② 交付決定通知書送付

申請書類確認後、申請者あてに補助金交付決定通知書を送付します。

※交付決定通知を受けるまでは、補助対象事業に関する工事を行わないでください。

#### ◆ 工事着工

工事写真については、「工事写真リスト」をご確認いただき、撮り忘れのないようお気を付けください。また、施工状況のチェックリストも併せて作成ください。

### ③ 設置完了報告書提出

工事完了後、完了実績報告書を上下水道部総務課企画係にご提出ください。

※完了実績報告書には、完了実績報告書に記載の書類を添付いただくようお願いいたします。

※完了実績報告書の提出期限は令和7年2月28日です。期限までに書類を提出できない場合、補助金の交付はできませんのでお気を付けください。

#### ◆ 審査

完了実績報告書類確認後、市担当者が、現地の状況を確認します。

**④確定通知書送付**

審査後、申請者あてに補助金交付額確定通知書を送付します。

**⑤補助金請求書提出**

補助金交付額確定通知書を受理後、補助金請求書を上下水道部総務課企画係にご提出ください。

**⑥補助金交付**

補助金請求書に記載の口座に補助金を振り込みいたします。

※口座へ入金されるまでは2週間程度かかります。

お問い合わせ先

弘前市上下水道部総務課企画係

TEL：0172-55-9660

FAX：0172-55-9680

## ○工事写真リスト

<input type="checkbox"/>	着工前 ・浄化槽設置箇所の全景及び近景（浄化槽設備士が写ったもの） ・既設浄化槽等の現況（転換の場合）
<input type="checkbox"/>	完成後 ・浄化槽設置箇所の全景及び近景 ・既設浄化槽等の撤去後の状況（転換の場合）
<input type="checkbox"/>	掘削状況
<input type="checkbox"/>	碎石地業 ・転圧状況 ・縦横寸法、厚さ測定（※）
<input type="checkbox"/>	捨てコンクリート打設（現場打ち） ・打設状況 ・縦横寸法、厚さ測定（※）
<input type="checkbox"/>	底版コンクリート打設（現場打ち） ・型枠と配筋状況 ・鉄筋のピッチ測定 ・縦横寸法、厚さ測定（※）
<input type="checkbox"/>	合併処理浄化槽設置 ・浄化槽本体外観（名称及び型式認定番号） ・浄化槽据付水平確認、水張り状況 ・埋め戻し、水締め状況
<input type="checkbox"/>	上部スラブコンクリート打設 ・型枠と配筋状況 ・鉄筋のピッチ測定 ・縦横寸法、厚さ測定（※）
<input type="checkbox"/>	浄化槽嵩上げ寸法測定（30 cm以内）
<input type="checkbox"/>	宅内配管工事 ・布設状況及び完了状況 ・放流先の状況
<input type="checkbox"/>	ブロワー設置状況
<input type="checkbox"/>	撤去工事（転換の場合） ・既設浄化槽等の撤去状況 ・撤去完了後の状況（埋め戻し前の状況、埋め戻し後の状況）

※碎石及びコンクリートの厚さは設置する浄化槽の施工説明書等に従うこと